

特別管理廃棄物処理基準等設定費

28百万円（36百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、水銀によるリスク削減のため法的拘束力のある文書（条約）の制定や残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における新たな規制候補物質について議論されており、これら有害特性を有する化学物質等を含む廃棄物について、国際動向に対応し、適正な処理方策等について検討を進める。

また、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理への的確な対応を図るものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）水銀条約化対策

条約交渉の進展等を踏まえ、我が国における水銀廃棄物の環境上適正な処分方法等を検討し、それを実行するための方策を立案する。

（2）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

- ① 有害性や環境中への残留性の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、廃棄時の環境リスクの観点から優先的検討項目リストを作成。
- ② 当該リストに従って、特別管理廃棄物への指定の是非、適正な処理方策等について、調査・検討を行う。
- ③ 上記の検討結果を踏まえ、有害廃棄物の発生抑制・管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策について、取りまとめる。

（3）マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

「在宅医療廃棄物の処理に関する手引き」等に基づく取組実態についてフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改訂等の対応策を講じる。

3. 施策の効果

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。

特別管理廃棄物処理基準等設定費

(1) 水銀条約化対策 -水銀廃棄物の環境上適正な管理-

| 国内対策 | 国際動向 |
|--------------------------|---|
| 現行の管理体制・ 最新の処分技術情報の整理 | 水銀条約化交渉における 最新動向等に基づく 環境上適正な処分方法に 関する情報の整理 |
| 環境上適正な処分方法に 関する技術的な検討 | |



我が国における水銀廃棄物の処分に係る実施方策の検討



(2) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための ライフサイクルマネジメントによる取組の推進



有害な廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とするシステムの構築(社会問題化の未然防止)
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

- 1 優先的検討物質の評価・選定
- 2 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査
- 3 ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査